平成２２年（フ）第７１号
三重県志摩市大王町波切1539番地３
破産者　野村　慎一
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
滋賀県栗東市出庭2135番地１
破産者　有限会社イディアレアル
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１６号
滋賀県草津市大路１丁目１番１号
破産者　有限会社アーツ住宅産業
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３６号
大津市際川３丁目36番７号
破産者　苅谷運送株式会社
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２６号
京都市伏見区久我御旅町４番地214
破産者　有限会社エフシステム
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５４０号
大阪市淀川区東三国１丁目７番10号、商業登記簿上の所在地大阪市中央区城見２丁目１番61号
破産者　医療法人美幸会浅井歯科医院
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６３３号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番32号
破産者　みなとタクシー株式会社
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７７０号
札幌市南区澄川１条４丁目７番15号
破産者　株式会社三宝
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４号
北海道帯広市大通南21丁目５番地
破産者　株式会社高田木工場
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
青森市大字三内字丸山349番地１
破産者　有限会社一戸紙業
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７７号
横浜市泉区新橋町1180番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市長後732番地
破産者　有限会社星光建設
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８２号
川崎市宮前区神木本町２丁目15番２号
破産者　古川建設株式会社
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
川崎市高津区久末1992―１
破産者　有限会社遠藤通信機工業
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
富山県砺波市庄川町古上野53番地の６
破産者　株式会社レスター
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４３号
山口県下松市末武中1159―７
破産者　山口興産株式会社
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９１号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1217番地
破産者　株式会社丸共工務店
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第２０８号
沖縄県沖縄市知花６丁目40番15号
破産者　日進建設株式会社
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５００号
奈良県橿原市和田町11番17号　サングローリー106号、開始決定時の住所奈良県橿原市石川町110番地の２　第一マンション203号
破産者　倉田　　守
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
奈良県北葛城郡王寺町久度５丁目３番16―506号、前住所大阪府羽曳野市南古市１丁目11番８号
破産者　吉住　慶子
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
奈良県橿原市醍醐町147番地の１　ライン大和Ｂ―102、前住所奈良県橿原市山之坊町434番地の32
破産者　原田由美子
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
青森県上北郡東北町字日影林ノ上山403番地
破産者　甲地　作男
１　決定年月日　平成22年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係